

令和6年9月 定例記者会見

と き 令和6年8月27日（火）
午前10時30分から
ところ 市役所 201、202、203 会議室

会見次第

- 1 市長あいさつ
- 2 とびっくす
- 3 9月定例議会提出案件について
- 4 質疑
- 5 その他

犬 山 市

目 次

1	とびっくす	1
2	9月定例議会日程（案）	8
3	提出案件数一覧	9
4	条例案件等	12
5	令和6年度9月補正予算について	33
6	令和6年11月末までの主な行催事	45

DXを推進します

犬山市では「来なくてよい市役所」をはじめとした市民サービスの向上及び庁内業務の効率化を目指し、積極的にDXを推進しています。

DXの推進は、市民が行う行政サービスに伴う負担や手間などの軽減のほか、増加・複雑化する行政事務効率を高め、業務改善につなげることで、市民サービスの更なる充実を図ることを目的としています。

DXを進めるためには専門的な知識とスキル、新しい視点が必要と考えられることから、新たに外部人材を活用し、迅速なプロジェクト推進を図るため補正予算を計上します。

■事業内容

犬山市の実情を踏まえ、今後のDX推進に向けた展望、必要な事項などを整理していく上で、デジタル技術を活用した「市民・事業者への新たなサービスの創出や、既存サービスの改善・促進の検討」のほか、DXに関する意識醸成を目的とした「職員研修」、市役所業務の効率化に向けた「情報収集」を実施。

事業実施にあたり、犬山の実情に即した具体的なDX推進の提案を受けるため、事業者から、本市専属の担当者を定期的に庁内に配置（＝外部人材の活用）。

■事業費（今回補正予算計上）

DX推進支援業務委託 440千円

■スケジュール（予定）

令和6年	10月	業務委託契約
令和7年	1月	職員研修
	3月	今後のDX推進に係る提案

■その他

- ・外部人材は、業務期間中、毎月2回程度来庁予定です。

羽黒地区に新たな地域活動の拠点を整備します

令和5年度から南部公民館1階の旧レストランスペースを羽黒地区における新たな地域活動の拠点するため、地域の方々と利活用方法などの話し合いを重ねた後、実施設計を行いました。

令和7年度の供用開始に向けて改修工事に着手します。

■事業内容

地域活動の拠点施設としての改修工事及び備品購入

(主な改修内容) 多目的スペース、トイレなど

(主な購入備品) 事務用机及び椅子、折り畳み机など

■事業費 (今回補正予算計上分)

・改修工事請負費	64,020千円
・改修工事監理業務委託料	2,288千円
・備品購入費	4,400千円

■スケジュール (予定)

令和6年	10月	改修工事受注者決定
	11月	改修工事着手 拠点施設関連条例議案提出
令和7年	3月	工事完了・備品納品完了
	4月	拠点施設供用開始

■その他

・羽黒地区コミュニティ推進協議会や羽黒地区の住民をはじめ、南部公民館・市民文化会館利用者や、隣接の子ども未来園に通う親子など、より多くの市民の利活用を見込んでいます。

城東中学校整備基本設計に着手します

犬山市では、小中学校施設の長寿命化計画に基づき学校の整備を進めており、現在工事中の犬山南小学校に続き、城東中学校の整備を計画しています。

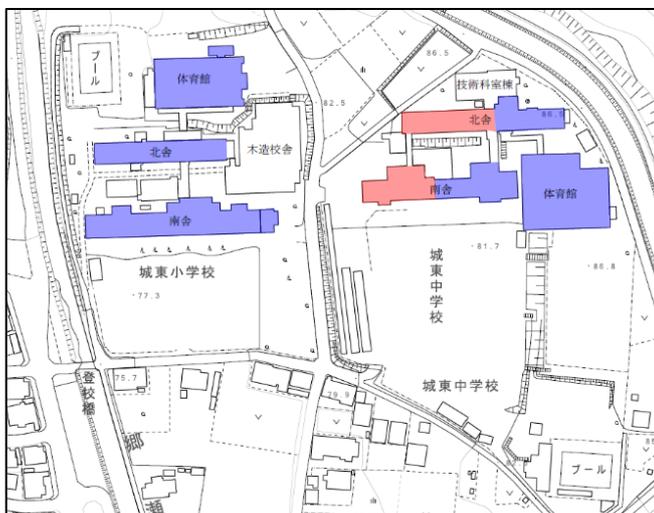
城東中学校の整備にあたっては、今年度より着手している整備方針をまとめた基本構想策定の後、基本設計業務を受注する業者を選定するためのプロポーザルを実施し、令和7年度に基本設計に着手する予定です。

また、基本構想の策定作業と並行し、基本設計に必要となるアスベスト事前調査と敷地測量を実施します。

<参考> 城東中学校整備にあたっての考え方

- 城東中学校・城東小学校の整備にあたっては、小中学校一体の学校整備は行わず、城東中学校、城東小学校各々を整備します。
- 令和4年度に、両校の校舎と体育館の耐力度調査(※)を実施したところ、城東中学校の一部校舎(北舎西側・南舎西側)が「建替え」、それ以外の建物は「長寿命化」という結果となりました。この結果を踏まえ、「建替え」対象となる建物がある城東中学校を先に整備(建替え・長寿命化・グラウンド造成)します。

(※) 耐力度調査：建物の劣化度を確認し、「建替え」又は「長寿命化」を判断する調査



<凡例>

赤色部分：建替え

青色部分：長寿命化

図 耐力度調査結果

■事業内容（今回補正予算計上分）

- ・校舎（北舎・南舎）のアスベスト事前調査
- ・学校敷地の測量調査
- ・基本設計プロポーザルの実施

■事業費（今回補正予算計上分）

- ・アスベスト事前調査委託 2, 783千円
- ・敷地測量調査委託 4, 543千円
- ・プロポーザル実施費用 122千円
（審査委員の報酬・旅費）
- ・整備基本設計委託 41, 371千円

■スケジュール（予定）

令和6年	10月	アスベスト事前調査 学校敷地測量
	12月	基本構想策定
令和7年	1月	基本設計プロポーザル 募集開始・第1回審査
	2月	同プロポーザル 第2回審査
	3月	同プロポーザル 第3回審査
	4月	基本設計業務受注者決定・契約・着手
令和8年度		実施設計
令和9～12年度		整備工事

■その他

・基本構想を策定する上で、学校整備に関し広く意見をきくために学校関係者をはじめ、保護者、地区・地域の代表者等で構成する城東中学校・城東小学校の改修に向けた検討会を設立し、ワークショップを実施しています。

・今後は、城東中学校の保護者向けアンケートを実施していく予定です。



城東中学校（南舎）

五郎丸東一丁目地区における組合施行の 土地区画整理事業に向けた調査に着手します

国道 41 号南側に位置する五郎丸東一丁目地区は、国道 41 号 6 車線化の効果を活かし、商業施設の立地や定住人口の確保に繋げるため、犬山市都市計画マスタープランにおいて、市街化区域編入による住居系市街地の形成を検討する地区に位置づけています。

また、当該地区で計画された道の駅の白紙に伴い、組合施行の土地区画整理事業による住居系の市街化区域への編入を目指し、本年 6 月に当該地区の地権者等を対象に第 1 回まちづくり勉強会を開催するとともに、地権者等で組織される「まちづくり準備委員会」への参加者募集を行い、8 月に第 1 回準備委員会を開催するに至りました。

このように地権者等との取り組みを継続的に実施し、地権者等のまちづくりに対する理解や機運を高め、土地区画整理事業に向けた調査に着手します。

■事業内容

- ・地区の現況及び課題の整理
- ・まちづくりの基本方針、土地利用構想及び概算事業費等の検討
- ・検討過程におけるまちづくり準備委員会及び勉強会の開催

■事業費（今回補正予算計上分）

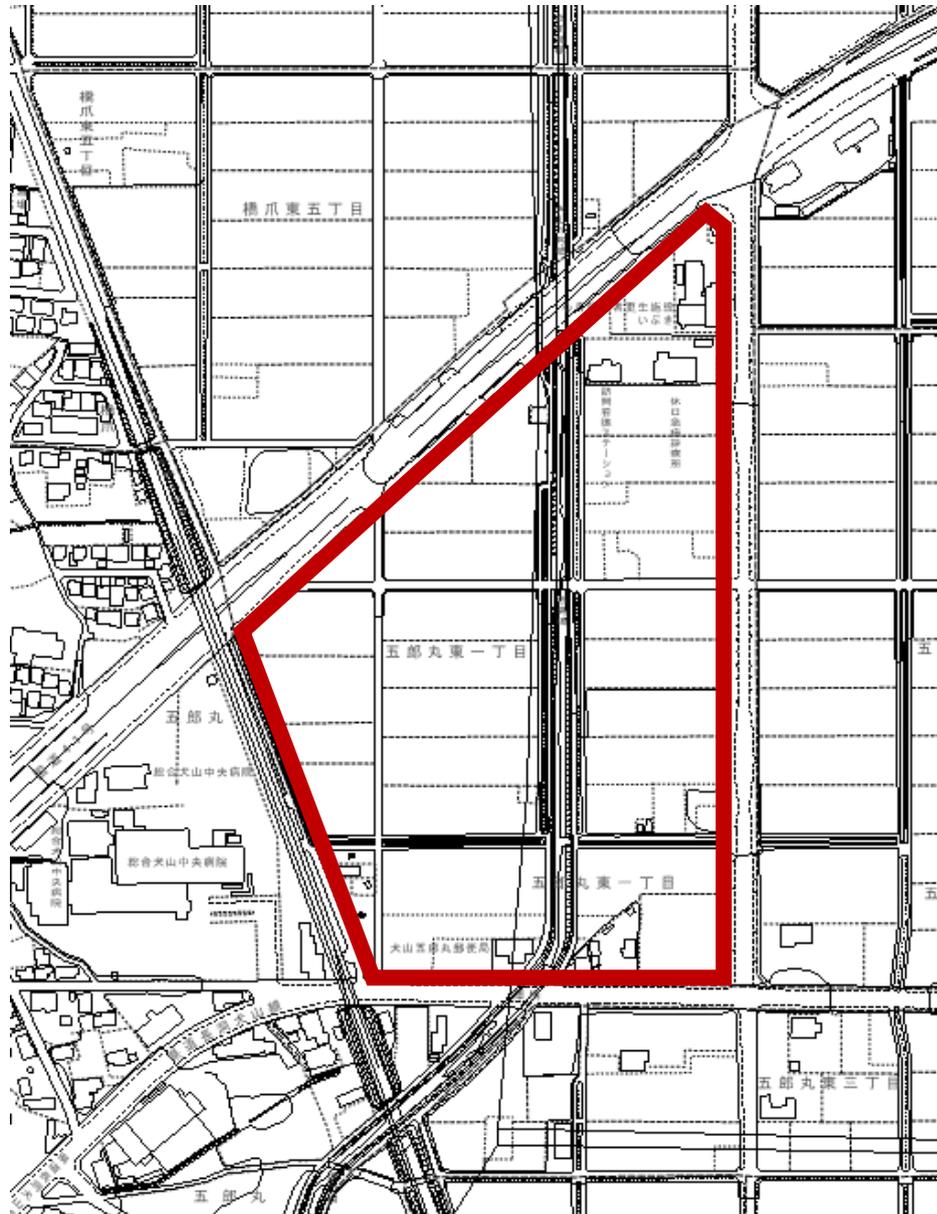
- ・まちづくり基本調査業務委託料 13,321 千円

■スケジュール（予定）

令和 6 年度	まちづくり基本調査
令和 7 年度	発起人会の結成（仮同意書の収集）

※まちづくり準備委員会及び勉強会は、適宜開催

■対象区域



<凡例>

 部分：五郎丸東一丁目

多文化交流マルシェを開催します

世界各国の様々な文化や国際色豊かな食を知ることで、外国人市民、市民、行政の距離を縮めて理解を深めることができる機会として多文化交流マルシェを開催します。

愛知県の「あいち多文化共生月間」に合わせて開催し、市内には外国人が経営する様々なお店があること、多様な市民がいるということを多くの市民に知ってもらう契機とし、様々な国にルーツを持つ人たちと共に暮らすことができる地域づくりを進めていきます。

■事業内容

市内で飲食店を経営する外国人が出店する飲食ブースや、外国人市民による民芸品販売コーナーなどのマルシェ開催

- (1)名称 多文化交流マルシェ
- (2)開催日 11月24日(日) 10時～17時(予定)
- (3)会場 犬山駅東 からくり時計広場
- (4)主催 犬山市
- (5)ブース数 5～15(予定)

■その他

- ・市主催としては今回が初開催です。
- ・出展者等の詳細は、現在計画中です。

2 9月定例議会日程（案）

議会期間 24日間（9月2日(月)～25日(水)）

日次	月日	曜日	開議時刻	摘 要
第 1 日	9. 2	月	午前10時	○再開 ○会議録署名議員の指名 ○議会期間の決定 ○諸般の報告 ○議員派遣 ○議案上程説明 ○単行案件（変更契約）に対する議案質疑 ・委員会付託・討論・採決 ○請願の委員会付託 ○陳情の委員会送付
第 2 日	3	火		○精 読
第 3 日	4	水		○精 読
第 4 日	5	木		○精 読
第 5 日	6	金	午前10時	○一般質問
第 6 日	7	ⓧ		○休 会
第 7 日	8	ⓧ		○休 会
第 8 日	9	月	午前10時	○一般質問
第 9 日	10	火	午前10時	○一般質問
第 10 日	11	水	午前10時	○一般質問
第 11 日	12	木	午前10時	○議案質疑
第 12 日	13	金	午前10時	○議案質疑 ○委員会付託
第 13 日	14	ⓧ		○休 会
第 14 日	15	ⓧ		○休 会
第 15 日	16	ⓧ		○休 会
第 16 日	17	火		○全員協議会
第 17 日	18	水		○部門委員会
第 18 日	19	木		○部門委員会
第 19 日	20	金		○部門委員会
第 20 日	21	ⓧ		○休 会
第 21 日	22	ⓧ		○休 会
第 22 日	23	ⓧ		○休 会
第 23 日	24	火		○休 会
第 24 日	25	水	午前10時	○委員長報告 ○同報告に対する質疑 ○討 論 ○採 決

3 提出案件数一覧

提出案件数一覧表

区 分	件 数
1 条 例	13 (制定1、廃止2、一部改正10)
2 単 行	6
3 人 事	2
4 補正予算	8 (一般会計1、特別会計5、企業会計2)
5 決 算	3 (一般会計・特別会計1、企業会計2)
6 報 告	1
計	33

令和6年9月定例議会 提出議案一覧表

令和6年9月2日

- | | |
|--------|--|
| 第66号議案 | 犬山市心身障害児通園通学費支給条例の廃止について |
| 第67号議案 | 犬山市訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の廃止について |
| 第68号議案 | 犬山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について |
| 第69号議案 | 犬山市附属機関設置条例の一部改正について |
| 第70号議案 | 公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について |
| 第71号議案 | 犬山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 第72号議案 | 犬山市職員の退職手当支給条例の一部改正について |
| 第73号議案 | 犬山市文化史料館の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 第74号議案 | 犬山市立保育園条例の一部改正について |
| 第75号議案 | 犬山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について |
| 第76号議案 | 中本町まちづくり拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について |
| 第77号議案 | 犬山市水道事業の設置等に関する条例及び犬山市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について |
| 第78号議案 | 工事請負契約の変更について（城東中学校南側多目的広場整備工事） |
| 第79号議案 | 財産の取得について（消防ポンプ自動車） |
| 第80号議案 | 市道路線の廃止について |
| 第81号議案 | 市道路線の認定について |
| 第82号議案 | 犬山市教育委員会委員の任命について |
| 第83号議案 | 犬山市教育委員会委員の任命について |

第 8 4 号議案	令和 6 年度犬山市一般会計補正予算（第 4 号）
第 8 5 号議案	令和 6 年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
第 8 6 号議案	令和 6 年度犬山市犬山城費特別会計補正予算（第 1 号）
第 8 7 号議案	令和 6 年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計補正予算（第 1 号）
第 8 8 号議案	令和 6 年度犬山市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
第 8 9 号議案	令和 6 年度犬山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
第 9 0 号議案	令和 6 年度犬山市水道事業会計補正予算（第 1 号）
第 9 1 号議案	令和 6 年度犬山市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
第 9 2 号議案	令和 5 年度犬山市一般会計及び特別会計の決算の認定について
第 9 3 号議案	令和 5 年度犬山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
第 9 4 号議案	令和 5 年度犬山市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
第 9 5 号議案	犬山市特別職の職員の給与に関する条例の特例を定める条例の制定について
第 9 6 号議案	工事請負契約の変更について（（仮称）新橋爪・五郎丸子ども未来園建築工事（その 1））
第 9 7 号議案	工事請負契約の変更について（（仮称）新橋爪・五郎丸子ども未来園建築工事（その 2））
報告第 8 号	令和 5 年度犬山まちづくり株式会社決算等について

4 条例案件等

教育部 学校教育課

《廃止》

○ 犬山市心身障害児通園通学費支給条例の廃止について（第66号議案）

【趣旨】

犬山市心身障害児通園通学費の支給に関し、所期の目的を達成したことに伴い、条例を廃止するもの。

【犬山市心身障害児通園通学費】

〈内容〉

下記に該当する心身障害児（知的障害児及び身体障害児）に通園通学費（交通費）を支給する。

- （1）知的障害児通園施設又は肢体不自由児施設に措置された児童
- （2）特別支援学校に通学している児童生徒

〈支給実績〉

昭和46年度、昭和47年度、昭和48年度の3年度のみ。

【条例制定の背景】

近隣に心身障害児が通園する施設が開所したことを背景に、福祉の増進を図るため本条例を制定した。

昭和43年6月 心身障害者コロニー開所（春日井コロニー）

昭和44年4月 春日台養護学校開校（平成26年に春日台特別支援学校に名称変更）

昭和46年7月 春日台授産所（知的障害者授産施設）開所

昭和48年3月 心身障害者コロニー（現・愛知県医療療育総合センター）総合完成式

昭和48年4月 愛知県立一宮養護学校開校（小・中学部設置）

【廃止する経緯】

令和5年11月定例議会において、別の事業である市の「特別支援教育就学奨励費」（障害のある児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学用品費や給食費等を援助する制度）について、「国や県の区分では定められているが、市では通学費（交通費）を支給されていないのはなぜか」との質問があり、特別な支援を必要とする児童生徒の通学費について、支援制度の見直しを行うこととした。

この結果、本条例による通園通学費の支給対象者については、下記のとおり他の制度により賄うことができると判断した。

- （1）知的障害児通園施設又は肢体不自由児施設に措置された児童
→措置により施設利用する場合は、措置費として支給

（次ページにつづく）

(2) 特別支援学校に通学している児童生徒

→県の「特別支援教育就学奨励費」の支給対象

※市内在住の児童生徒であっても、特別支援学校に通う児童生徒については県の特別支援教育就学奨励費の対象となる。

【その他】

現在、本条例による通園通学費の支給対象者はいない。

【施行日】

公布の日

《廃止》

- 犬山市訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例の廃止について
(第67号議案)

【趣旨】

犬山市訪問看護ステーションの用途を廃止するため、条例を廃止するもの。

【内容】

令和5年度まで犬山市訪問看護ステーションの委託先であった尾北医師会から、事情により訪問看護事業を令和6年度以降、受託できないとの申し出があったことに加え、民間事業所によるサービス提供により需要が満たせると判断できることから、令和6年4月30日をもって同施設の運営を終了したことに伴うもの。

【その他】

訪問看護ステーションの用途廃止後の建物等の利活用については、今後検討を行う。

【施行日】

公布の日

《一部改正》

- 犬山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部改正について（第68号議案）

【趣旨】

国の法律（※）の改正等に伴い、条例の一部を改正するもの。

※ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）

【内容】

①マイナンバーの独自利用事務の一部削除

生活保護法に準じて行う外国人の保護に関する事務について、これまでは法により市が条例で定めることとされる「個人番号を独自に利用することができる事務（独自利用事務）」とされていたが、法改正（令和6年5月27日施行）により「国が個人番号を利用することができる事務として主務省令で定めるもの（準法定事務）」となったことに伴い、条例で定める独自利用事務から当該事務を削除する。

②引用する条文に項ずれが生じたため、所要の改正を行う。

【施行日】

①公布の日

②上記項ずれに係る法改正の施行の日

《一部改正》

○ 犬山市附属機関設置条例の一部改正について（第69号議案）

【趣旨】

犬山市住居表示審議会を廃止するため、条例の一部を改正するもの。

次の市長の附属機関を廃止する。

名 称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
犬山市住居表示 審議会	市長の諮問に応じ、住居表示の 実施に関する重要事項について 調査及び審議する。	25人以内	2年

【背景・目的】

議員の附属機関等の委員就任に対する申入れ（令和6年4月5日付け6犬議第21号犬山市議会議長申入れ）を受け、上記審議会の存続の必要性を検討したところ、現状、当市において「住居表示制度」の導入について検討していないことから、同審議会を廃止する。

※過去30年以上審議会の開催実績なし。

【住居表示制度】

・住居表示

建物を特定するための住所の表記に「土地の地番」とは別の表記を用いることにより住所をわかりやすく表示するためのもので、その導入には「住居表示に関する法律」に基づき条例の制定が必要となる。

・県内の実施状況

近隣の一宮市、春日井市を含む全9自治体

※住居表示に関する審議会の条例を制定している自治体は、上記自治体を除いては、当市と小牧市のみ。

【施行日】

公布の日

《一部改正》

○ 公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について（第70号議案）

【趣旨】

職員を派遣することができる団体の追加等のため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

①派遣先団体の追加

役職定年制の導入（令和5年度）により、今後、役職定年を迎えた者を正規職員として雇用継続するケースが増加すると見込まれることを背景に、法（※）に基づく職員派遣の対象となる団体の精査及び本条例の規定の見直しを行った。

これにより、法に定める要件に該当すると判断される下記の4団体を派遣先の対象として追加するとともに、情勢に合わせ迅速に対応できるよう個々の団体名については規則で定めることとする。

※公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）

追加する団体

- ・公益社団法人犬山市シルバー人材センター
- ・一般社団法人パブリックワークス犬山市アメニティ協会
- ・一般社団法人犬山市観光協会
- ・愛知県尾張水害予防組合

②派遣対象除外職員の追加

定年による退職の特例を受ける職員（当該職員の退職による欠員を容易に補充することができない等の理由により定年退職日を超えて引き続き勤務させるもの）は、公益的法人等へ派遣することが適当でないため、派遣対象の職員から除外する。

【施行日】

令和7年4月1日

《一部改正》

- 犬山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について（第71号議案）

【趣旨】

国の法律（※）の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

※ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律
（平成3年法律第76号）

【内容】

引用する条文に項ずれが生じたため、所要の改正を行うもの。

【施行日】

令和7年4月1日

《一部改正》

- 犬山市職員の退職手当支給条例の一部改正について（第72号議案）

【趣旨】

国の法律（※）の改正等に伴い、条例の一部を改正するもの。

※ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）

【内容】

①引用する条文の項ずれへの対応

②字句修正等所要の改正

【施行日】

令和7年4月1日（②の一部については、公布の日）

《一部改正》

- 犬山市文化史料館の設置及び管理に関する条例の一部改正について
(第73号議案)

【趣旨】

犬山市文化史料館（以下「史料館」という。）の無料開放等について定めるため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

①無料開放規定の新設

公益上の理由により史料館を終日無料で開放する日を設けるため、観覧料の納付に係る例外規定を定める。

想定：文化財防火デー

②観覧料を無料とする対象者の追加

「市長が特に指定した者」を観覧料の無料対象者として新たに加える。

想定：史料館への招待券を発行した者

【施行日】

公布の日

《一部改正》

○ 犬山市立保育園条例の一部改正について（第74号議案）

【趣旨】

令和7年4月開園の（仮称）新橋爪・五郎丸子ども未来園（以下「新園」という。）の名称、位置を定めるとともに、現在の「橋爪子ども未来園」及び「五郎丸子ども未来園」を廃止するため、条例の一部を改正するもの。

あわせて以下の規則を改正し、新園の定員及び開園時間を定めるもの。

関連規則 犬山市立保育園条例施行規則

【内容】

市内子ども未来園の施設の老朽化や多様化する保育ニーズに対応するため「子ども未来園の今後のあり方」（平成30年1月策定）で、「保育機能の集約」や「子ども未来園の統合」について検討を進めてきた。

検討事項を踏まえ、「子ども未来園 施設整備10ヶ年計画」（令和元年11月策定）にある、子ども未来園の施設整備における基本方針により、新園は、施設整備の優先度の高い子ども未来園であり、効率的な園運営による保育サービスを提供するため、統合により整備を進めている。

令和7年度子ども未来園入園に係る関係書類等配布時期（10月予定）にあわせ名称等を確定する必要があるため、今回条例等を改正するもの。

○新園に関する条例等で定める内容

項目	内容
名称	いぬやましりつはしごこどもみらいえん 犬山市立橋五子ども未来園
位置（所在地）	犬山市橋爪東一丁目77番地
開園日	令和7年4月1日
開園時間	（平日） 午前7時から午後7時まで （土曜日） 午前7時から午後6時まで
定員	206人 【内訳】 0歳児 : 15人 1・2歳児 : 66人 3歳以上児 : 125人

※開園時間及び定員は、「犬山市立保育園条例施行規則」で定める。

（次ページに続く）

【その他】

○ 各子ども未来園（認定こども園含む）定員一覧（単位：人）

〈改正前〉

名称	0歳児	1・2歳児	3歳以上児	合計
上木	0	33	126	159
丸山	0	18	126	144
城東	0	30	126	156
今井	0	5	18	23
城東第2	0	39	126	165
羽黒北	12	33	72	117
羽黒	0	33	72	105
羽黒南	9	33	72	114
楽田	15	33	72	120
楽田西	9	33	72	114
楽田東	0	33	72	105
五郎丸	15	33	72	120
橋爪	0	33	72	105
橋五	/			
合計	60	389	1,098	1,547

〈改正後〉

0歳児	1・2歳児	3歳以上児	合計
0	33	126	159
0	18	126	144
0	30	126	156
0	5	18	23
0	39	126	165
12	33	72	117
0	33	72	105
9	33	72	114
15	33	72	120
9	33	72	114
0	33	72	105
/			
15	66	125	206
60	389	1,079	1,528



※「0」表記は、「0歳児保育を実施していない」ことをいう。

※「羽黒南子ども未来園」、「楽田東子ども未来園」は認定こども園の定員数を含む。

○ 名称決定にあたり検討した事項

- ・市内公立保育園（子ども未来園）の名称は、地区名を引用している。
- ・地区名や学校区を引用した名称とすることで、市内全域のどの地域に位置するか認識できる。

以上より、下記候補名称の中から決定した。

候補名称：橋五子ども未来園・犬山南子ども未来園・橋爪東子ども未来園

【施行日】

令和7年4月1日

《一部改正》

○ 犬山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について（第75号議案）

【趣旨】

災害弔慰金の支給対象である事実上婚姻状態にある者の支給順位を明確にするため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

- ①災害弔慰金の支給を受ける遺族の範囲を定める規定と順位を定める規定との整合を図る。

(改正前)

対象者区分	弔慰金の支給	支給順位 (第4条第1項第2号)
配偶者	対象	第1位
事実上婚姻状態		<u>規定なし</u>



(改正後)

配偶者	対象	<u>第1位</u>
事実上婚姻状態		

※事実上離婚状態にあった者を除く。

災害弔慰金とは…

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく市の条例の定めにより、政令で定める災害により死亡した者の遺族（対象者に限る）に対し、死亡者1人当たり250万円（死亡者が主たる生計維持者であった場合は、500万円）を支給するもの（費用の負担割合：国1/2、県1/4、市1/4）。

- ②字句修正等所要の改正を行う。

【その他】

災害弔慰金の支給実績はない。

【施行日】

公布の日

《一部改正》

- 中本町まちづくり拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
(第76号議案)

【趣旨】

中本町まちづくり拠点施設（以下「拠点施設」という。）において使用することができる場所（以下「使用場所」という。）の変更等のため、条例の一部を改正するもの。

【内容】

①使用場所の変更等

- ・地域のまちづくり活動を支援するため、拠点施設の活動室及び交流サロンを改修し、30人程度が利用できる会議室とする。
- ・市民からの使用の要望が多い広場を使用場所として新たに加えるとともに、これを独占して使用する場合の手続について定める。

②無料開放規定の新設

公益上の理由により拠点施設を終日無料で開放する日を設けるため、観覧料の納付に係る例外規定を定める。

想定：文化財防火デー

③観覧料を無料とする対象者の追加

「市長が特に指定した者」を観覧料の無料対象者として新たに加える。

想定：拠点施設への招待券を発行した者

④使用場所の使用制限事項の追加

使用場所の使用について、市長が特別に許可した場合を除き、営利目的の使用を制限する。

【施行日】

公布の日（①については、令和7年4月1日）

《一部改正》

- 犬山市水道事業の設置等に関する条例及び犬山市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について（第77号議案）

【趣旨】

国の法律（※）の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

※ 地方自治法（昭和22年法律第67号）

【内容】

引用する条文に条ずれが生じたため、所要の改正を行うもの。

【施行日】

上記条ずれに係る法改正の施行の日

《工事請負契約の変更》

- 工事請負契約の変更について（城東中学校南側多目的広場整備工事）
（第78号議案）

【趣旨】

城東中学校南側多目的広場整備工事について、受注者との協議に基づき変更契約を締結するもの。

【内容】

令和6年2月定例議会で議決を得た工事請負契約について、変更契約を締結するため、議会の議決を求めるもの。

○工 事 名 城東中学校南側多目的広場整備工事

○議決を得た契約金額 191,950,000円

○変更後契約金額 203,728,800円

○変更による増額 11,778,800円

○受 注 者 勝・アサイ特定建設工事共同企業体

○主 な 変 更 内 容 事業用地に砂防指定地が含まれることから、愛知県と協議を行った結果、雨水流出抑制対策の変更が必要となったため工事内容を変更（グラウンド地盤高を下げる。）するもの。発生する残土が増加し、予定していた市内の残土処理場での受け入れが困難となったため、残土の処理量及び運搬距離を変更するもの。

※発生残土 218 m³ → 1,117 m³

※運搬距離 6.7 km → 17.4 km

- そ の 他
1. 上記変更に伴い工期延長
変更前工期 令和6年12月20日まで
変更後工期 令和7年2月28日まで
 2. 令和6年5月28日付で変更契約締結
2,654,300円増額
(11,778,800円に含む)
公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置

《財産の取得》

○ 財産の取得について（消防ポンプ自動車）（第79号議案）

【趣旨】

消防ポンプ自動車の老朽化に伴い更新購入するもの。令和6年5月31日付で消防庁から緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付決定を受けた。

（補助金額：15,888,000円、補助率：補助基準額の1/2）

【内容】

犬山市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第2号）第3条に基づき、議会の議決を求めるものである。

- 購入金額 金48,950,000円
- 受注者 名古屋市東区矢田南一丁目2番8号
株式会社モリタ 名古屋支店
支店長 土居 典生
- 契約方法 指名競争入札
- 執行年月日 令和6年7月5日
- 入札参加者 8者
- 納期 令和7年3月14日まで
- 主要諸元
 - 駆動方式：4輪駆動、操舵装置：パワーステアリング式
 - 変速機：マニュアルトランスミッション、乗車定員：5名
 - 取り付け装備品：消防ポンプ、真空ポンプ、多目的液晶ポンプ操作装置、三連はしご、電動ホースカー、AED、救急処置資器材
- 主な用途
 - 消防ポンプ自動車は消防ポンプを装備し、火災時には防火水槽や消火栓より水を吸い上げ、前線で消火活動を行う消防車両へ送水することにより、放水活動を継続することができる。
 - また救急自動車の支援活動のため、救急事案にも出動する。

（車両イメージ）



《犬山市教育委員会委員》

○ 犬山市教育委員会委員の任命について（第82号議案）

【趣旨】

犬山市教育委員会委員「渡邊 智治（わたなべ ともはる）」氏の任期満了（令和6年9月30日）に伴い、後任者を任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。

【後任者】（再任）

住 所	■
氏 名	渡邊 智治（わたなべ ともはる）
生年月日	■
任 期	任命の日から4年間

《犬山市教育委員会委員》

○ 犬山市教育委員会委員の任命について（第83号議案）

【趣旨】

犬山市教育委員会委員「木澤 和子（きざわ かずこ）」氏の任期満了（令和6年9月30日）に伴い、後任者を任命するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。

【後任者】（再任）

住 所 ■
 氏 名 木澤 和子（きざわ かずこ）
 生年月日 ■
 任 期 任命の日から4年間

《制定》

- 犬山市特別職の職員の給与に関する条例の特例を定める条例の制定について
(第95号議案)

【趣旨】

市長、副市長及び教育長の給料月額を一定期間引き下げるため、特例条例の制定を行うもの。

【内容】

職員の懲戒処分等に対する管理監督責任として、令和6年10月1日から同年12月31日までの間、市長の給料月額を10%引き下げ、副市長及び教育長の給料月額を7%引き下げるもの。

【引き下げ額（地域手当・期末手当含む）】

◎ 全体（3ヶ月分）

市長	△557,707円
副市長	△323,785円
教育長	△287,450円
計	△1,168,942円

【その他】

令和6年度犬山市一般会計補正予算（第4号）（第84号議案）により、本件に係る予算措置を併せて行う。

【施行日】

令和6年10月1日

《工事請負契約の変更》

- 工事請負契約の変更について
 - (仮称) 新橋爪・五郎丸子ども未来園建築工事 (その1) (第96号議案)
 - (仮称) 新橋爪・五郎丸子ども未来園建築工事 (その2) (第97号議案)

【趣旨】

(仮称) 新橋爪・五郎丸子ども未来園建築工事は、ZEB化に伴い、環境省が所管する二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金の交付申請手続きのため、本体工事分とZEB関連工事分に分けて、それぞれ「その1」「その2」としている。

ZEB関連工事の補助金交付申請手続きの中で、「その1 (本体工事分)」に含まれている空気調和設備工事の一部 (空調機器の室内機) が新たに補助対象として認められることとなったため、請負契約金額について「その1 (本体工事分)」を減額し、「その2 (ZEB関連工事)」を増額することで、補助対象経費の拡充を図るもの。

【内容】

令和5年11月定例議会で議決を得た工事請負契約について、変更契約を締結するため、議会の議決を求めるもの。

- 工 事 名 (仮称) 新橋爪・五郎丸子ども未来園建築工事 (その1)
- 受 注 者 矢作建設工業・シンエイライフ特定建設工事共同企業体
- 当初契約金額 1, 159, 365, 523円
- 変更後契約金額 1, 161, 774, 900円 (第1回: 市長専決分)
- 変更による増額 2, 409, 377円 (第1回: 市長専決分)
- 変更後契約金額 1, 148, 555, 100円 (第2回: 今回変更分)
- 変更による減額 13, 219, 800円 (第2回: 今回変更分)
- 変更による工期変更 おこなわない

- 工 事 名 (仮称) 新橋爪・五郎丸子ども未来園建築工事 (その2)
- 受 注 者 矢作建設工業・シンエイライフ特定建設工事共同企業体
- 当初契約金額 144, 134, 477円
- 変更後契約金額 157, 353, 900円 (第1回: 今回変更分)
- 変更による増額 13, 219, 423円 (第1回: 今回変更分)
- 変更による工期変更 おこなわない

※ (その1) の変更による減額と (その2) の変更による増額との間には、金額の差異があるが、当初契約金額に千円未満の端数を含むことに対し、変更後契約金額の算出にあたり端数処理をしていることに起因する。 (次ページにつづく)

○ 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金について

- 交付申請先 一般社団法人静岡県環境資源協会
- 交付決定日 令和6年8月7日（申請日：令和6年5月9日）
- 交付決定額 70,872,000円
- その他 補助対象事業完了後の令和7年2月に完了実績報告をし、交付申請先の確定検査が実施された後、交付額が確定する。

5 令和6年度9月補正予算について

○ 予算規模

総予算（企業会計を含む）

10億187万5千円を増額補正

補正後予算額 → 502億5,415万6千円
（補正予算前予算と比較して2.03%の増）

一般会計

3億8,851万4千円を増額補正

補正後予算額 → 292億6,002万6千円
（補正予算前予算と比較して1.35%の増）

特別会計

6億498万4千円を増額補正

補正後予算額 → 151億7,396万4千円
（補正予算前予算と比較して4.15%の増）

企業会計

837万7千円を増額補正

補正後予算額 → 58億2,016万6千円
（補正予算前予算と比較して0.14%の増）

令和6年9月定例議会 会計別補正予算額一覧表

(単位：千円)

会計名	当初予算額	補正前の 予算額	補正予算額	補正後の 予算額	
一般会計	27,807,800	28,871,512	388,514	29,260,026	
特別 会計	国民健康保険 特別会計	6,794,307	6,807,659	109,201	6,916,860
	犬山城費 特別会計	300,190	300,190	101,825	402,015
	木曾川うかい 事業費特別会計	63,854	63,854	0	63,854
	介護保険 特別会計	5,540,767	5,540,767	382,874	5,923,641
	後期高齢者医療 特別会計	1,856,510	1,856,510	11,084	1,867,594
	小計	14,555,628	14,568,980	604,984	15,173,964
企業 会計	水道事業会計	2,086,059	2,086,059	1,437	2,087,496
	下水道事業会計	3,725,730	3,725,730	6,940	3,732,670
	小計	5,811,789	5,811,789	8,377	5,820,166
合計	48,175,217	49,252,281	1,001,875	50,254,156	

※ 水道事業会計及び下水道事業会計の予算額は、収益的収支の収入額と資本的収支の支出額の合計額です。

《一般会計》	
○ DX推進支援業務（情報システム運用管理）	補正予算要求額 440千円
<p>【補正理由】</p> <p>市では「来なくてよい市役所」をはじめとした市民サービスの向上及び庁内業務の効率化を目指し積極的にDXを推進している。DXを推進することで、オンライン申請などを促進させ、更なる市民サービスの向上や、増加・複雑化する行政事務の負担が軽減することなどが期待される。</p> <p>しかしながら、DXを進めるためには専門的な知識とスキル、新しい視点が必要と考えられることから、新たに外部人材を活用し、迅速なプロジェクト推進を図るため補正予算を要求するもの。</p> <p>【内容】</p> <p>外部人材を活用し、市民・事業者向けサービスの検討支援、新規サービスの創出、既存サービスの改善・促進、職員向けDX推進のための意識醸成研修、業務効率化に向けた情報収集を行う。</p> <p>【効果】</p> <p>「市民サービスの向上」と「業務改革」が推進される。</p> <p>市民サービスを「より便利に、より簡単に、よりわかりやすく」することになり、手続きの利便性の向上、業務の効率化が見込まれる。</p> <p>【その他】</p> <p>DX推進を中心とした市の目的は、「来なくてよい市役所」をはじめとした市民サービスを「より便利に、より簡単に、よりわかりやすく」することで、市民の暮らしを豊かにすること。DX推進を積極的に進めることで、市民が高い満足度を実感できる社会を創っていくことになる。</p>	
（次ページへ続く）	

【概略スケジュール】

令和6年10月：業務委託開始

令和7年 1月：職員向けDX推進のための意識醸成研修

令和7年 3月：今後のDX推進に係る提案

【要求額の積算内容】

DX推進支援業務委託料 合計400,000円×1.1=440,000円

(外部人材活用予定(月2回程度))

《一般会計》

○ 羽黒地区拠点施設改修事業(まちづくり拠点施設営繕等)

補正予算要求額 70,708千円

【補正理由】

羽黒地区における新たな地域活動の拠点とするため、南部公民館内の旧レストランスペースの活用方法等を地域の方々と検討し、実施設計を行った。令和7年度の供用開始に向けて改修工事を実施するため補正予算を要求するもの。

【内容】

南部公民館内の旧レストランスペースを地域活動の拠点施設となるよう、多目的スペース、トイレ等の改修工事を行う。

【効果】

羽黒地区の新たな活動拠点施設として整備することで、羽黒地区コミュニティ推進協議会や羽黒地区の住民をはじめ、南部公民館・市民文化会館利用者や隣接の子ども未来園に通う親子など、より多くの市民の利活用が見込まれる。

【概略スケジュール】

令和6年10月	一般競争入札
令和6年11月	工事着工
令和7年 3月	工事完了
令和7年 4月	供用開始(予定)

【要求額の積算内容】

<歳出>

改修工事監理業務委託料	2,288千円
改修工事請負費	64,020千円
備品購入費(事務用机及び椅子、折り畳み机等)	4,400千円
計	70,708千円

<歳入>

羽黒地区拠点施設改修事業債 48,000千円

《一般会計》

○ 特別支援教育就学奨励費の支給項目拡充（小学校就学援助、中学校就学援助）

補正予算要求額	（小学校就学援助）	1 2 5 千円
	（中学校就学援助）	1 4 千円

【補正理由】

犬山市が実施する特別支援教育就学奨励費とは、市内小中学校の特別支援学級に就学する児童生徒の保護者及び通常学級に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者に対し、就学に関する費用を支給する制度である。

現在支給している項目は、学用品費・通学用品購入品費、学校給食費、校外活動費等であり、国庫補助金対象となる児童生徒の通学に関する交通費を支給項目としておらず、家庭の負担が生じている。

そのため、新たに通学費を支給項目として追加し制度の充実を図るため、増額の補正予算を計上する。

【内容】

通学費を支給項目として追加し、通学にかかる交通費を新たに支給する。なお、通学費の支給は、令和6年10月以降に必要な経費を対象とする。

特別支援教育就学奨励費の交通費の対象となる児童生徒は、児童生徒の心身の発達段階、障害の状態・特性等により通常の通学方法（徒歩、通学班等）での登下校が困難である者で、学校に認められた個別の方法（公共交通機関、自家用車等）で通学する者とする。

支給する交通費の額は、最も経済的な通常の経路及び方法によるものとし、保護者からの申請及び学校からの報告に基づき算定する。

【効果】

これまでは児童生徒の通学にかかる交通費は家庭の負担となっていたが、特別支援教育就学奨励費として支給することにより、家庭の負担軽減が図られる。

（次ページへ続く）

【概略スケジュール】

令和6年	10月	制度の再周知、申請受付	
	11月	対象区分を保護者に通知	
令和7年	1月	特別支援教育就学奨励費	第1回目支給（主に前期分）
	3月	特別支援教育就学奨励費	第2回目支給（主に後期分）

【要求額の積算内容】

<歳出>

9款2項2目19節（小学校費）

特別支援教育就学奨励費 扶助費 124,560円（9人分）

9款3項2目19節（中学校費）

特別支援教育就学奨励費 扶助費 13,920円（1人分）

<歳入>

15款2項6目1節（小学校費国庫補助金）

特別支援教育就学奨励費補助金 62,280円（補助率50%）

15款2項6目2節（中学校費国庫補助金）

特別支援教育就学奨励費補助金 6,960円（補助率50%）

《一般会計》

- 城東中学校整備基本設計プロポーザル審査、アスベスト調査、測量
 (城東小学校整備、城東中学校整備)
- | | | |
|---------|-----------|-----------|
| 補正予算要求額 | (城東小学校整備) | △6, 116千円 |
| | (城東中学校整備) | 7, 448千円 |

【補正理由】

現在、城東中学校・城東小学校の整備方針をまとめる基本構想の策定を進めている。基本構想策定後に基本設計業務に着手するため、基本設計業者を選定するためのプロポーザル審査に係る委員報酬・旅費を補正予算計上する。

また、設計に必要なアスベスト事前調査費用を補正予算計上する。

なお、城東小学校整備に予算計上した城東小学校・城東中学校測量調査について、当初は城東小学校・城東中学校を一体的に整備をする計画としていたが、小・中学校それぞれの校舎の耐力度調査の結果、城東中学校の整備（改築及び長寿命化、グラウンド造成）を先に進めることとしたため、測量業務が城東中学校に限定されることから、小学校費から中学校費に予算を組み替える。

基本設計業務については、業者を選定するプロポーザルを実施する上で、予算の担保が必要となることから、債務負担行為を設定する。

【内容】

- ・城東中学校整備基本設計業務の受託者を決定するためのプロポーザル審査委員報酬・旅費
- ・アスベスト事前調査
- ・城東中学校敷地測量（地上レーザ測量）

【効果】

令和7年4月に城東中学校整備基本設計の契約が可能となり、基本設計の委託期間が十分確保できる。また、設計に必要なアスベスト事前調査を実施することで、スムーズに設計作業を進めることができる。

(次ページへ続く)

【概略スケジュール】

- 令和6年10月 アスベスト事前調査
城東中学校敷地測量業務（地上レーザ測量）
- 12月 基本構想の策定
- 令和7年 1月 城東中学校整備基本設計 第1回プロポーザル審査委員会
プロポーザル募集
- 2月 城東中学校整備基本設計 第2回プロポーザル審査委員会
- 3月 城東中学校整備基本設計 第3回プロポーザル審査委員会
- 4月 城東中学校整備基本設計受託業者決定、契約・着手

【要求額の積算内容】

- ・城東中学校整備基本設計プロポーザル審査委員報酬

7,200円×5人×3回=108,000円

- ・城東中学校整備基本設計プロポーザル審査委員旅費

14,000円（3人分）

- ・城東中学校アスベスト事前調査委託

2,530,000円×1.1=2,783,000円

- ・城東中学校敷地測量業務委託

4,130,000円×1.1=4,543,000円

- ・城東中学校整備基本設計

37,610,000円×1.1=41,371,000円（債務負担行為）

※当初予算で計上した9款2項3目 城東小学校整備の測量調査委託料を減額し、9款3項3目 城東中学校整備に組み替える。

《一般会計》

○ 図書館非常用発電機更新工事（図書館営繕）

補正予算要求額 41,360千円

【補正理由】

市立図書館屋上に設置している非常用発電機よりオイル漏れが発生していることが令和6年4月に確認され、応急処置を行った。この非常用発電機は開館当初から設置され、30年以上が経過している。非常用発電機からは、消火栓ポンプ、泡消火ポンプ、排煙ファン等の防災設備及びエレベーターなどに送電されており、万が一故障した際には、非常時における安全性の確保ができなくなる。利用者の安全確保及び安定した施設運営の維持を図るため、非常用発電機更新を行うもの。

また、非常用発電機は受注生産であり、納品までに長期間必要となり、完了が令和7年度にかかる見込みである。そのため、繰越明許費を合わせて設定する。

【内容】

図書館非常用発電機の老朽化に伴う更新工事

【効果】

利用者の安全性確保及び安定した施設運営の維持を図ることができる。

【概略スケジュール】

令和6年10月 入札及び契約
 11月～ 非常用発電機更新工事
 令和7年 9月 更新完了、使用開始

【要求額の積算内容】

<歳出>

9款5項5目14節

図書館非常用発電機更新工事請負費 41,360千円

<歳入>

22款1項7目3節

図書館非常用発電機更新事業債 31,000千円

《一般会計》

○ 組合施行の土地区画整理事業に向けたまちづくり基本調査（都市計画推進）

補正予算要求額 13,321千円

【補正理由】

国道41号南側の五郎丸東一丁目地区は、国道41号6車線化の効果を活かし、商業施設の立地や定住人口の確保に繋げるため、犬山市都市計画マスタープランにおいて、市街化区域編入による住居系市街地の形成を検討する地区に位置づけている。

また、当該地区で計画された道の駅の白紙に伴い、組合施行の土地区画整理事業による住居系の市街化区域への編入を目指し、地権者等との勉強会を立ち上げ、6月16日に第1回まちづくり勉強会を開催した。

勉強会において、地権者等で組織される「（仮称）五郎丸東一丁目地区まちづくり準備委員会」への参加者募集を行い、8月10日に第1回準備委員会を開催するに至った。

土地区画整理組合の設立に必要な発起人会の結成や、地権者の合意形成に向けて、スピード感を持って、切れ目なく取り組みを進めることが重要であり、地権者等のまちづくりに対する理解や機運を高め、土地区画整理事業に向けた調査に着手する必要がある。

【内容】

地区の現況及び課題の整理、まちづくりの基本方針、土地利用構想、概算事業費等の検討のほか、その検討過程におけるまちづくり準備委員会や勉強会の開催支援に係る業務を委託するための経費を計上する。

【効果】

地権者等の有志が中心となって土地利用などのイメージを具体化することで、まちづくりへの理解や機運を醸成し、組合設立の前身となる発起人会の結成に向けた取り組みを推進することができる。また、この事業に関心、興味がある民間事業者に対する情報の発信力を高めることができる。

(次ページへ続く)

【今後の取組予定】

令和6年度 まちづくり基本調査

令和7年度 発起人会の結成（仮同意書の収集）

※まちづくり準備委員会及び勉強会は、適宜開催

【要求額の積算内容】

まちづくり基本調査業務委託料 13,321千円

6 令和6年11月末までの主な行催事

名称等	子ども俳句教室 秋の回		
実施期間	9月1日 (日)	時間	13:30 ~ 15:00
場所	シンエイライフ犬山ライブラリー (市立図書館) 2階ボランティアルーム		
担当所属	文化推進課		
主催	犬山市教育委員会		
名称等	暮らしの法律セミナー「やさしい相続と遺言」		
実施期間	9月7日 (土)	時間	14:00 ~ 15:30
場所	シンエイライフ犬山ライブラリー (市立図書館) 2階学習室		
担当所属	文化推進課		
主催	犬山市教育委員会		
名称等	犬山市文化史料館企画展「城下町今昔—犬山の文化—」		
実施期間	9月11日 (水) ~ 10月27日 (日)	時間	9:00 ~ 17:00
場所	城とまちミュージアム (犬山市文化史料館本館)		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	犬山市教育委員会		
名称等	青塚古墳を見守る会(古墳の草刈りボランティア活動)		
実施期間	9月14日 (土)	時間	9:00 ~ 11:00
場所	青塚古墳史跡公園		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	青塚古墳を見守る会		
名称等	秋の全国交通安全運動		
実施期間	9月21日 (土) ~ 9月30日 (月)		
場所	市内一円		
担当所属	防災交通課		
主催	犬山市・犬山警察署		
名称等	地域総ぐるみ街頭大監視		
実施期間	9月26日 (木)	時間	7:30 ~ 8:00
場所	市内一円		
担当所属	防災交通課		
主催	犬山市・犬山警察署		
名称等	防災人材育成講座		
実施期間	9月28日 (土)	時間	9:30 ~ 16:00
場所	市役所 会議室		
担当所属	防災交通課		
主催	犬山市		

名称等	第49回犬山市民芸能祭		
実施期間	9月29日 (日)	時間	10:00 ~ 17:00
場所	犬山市民文化会館		
担当所属	文化推進課		
主催	犬山市教育委員会		
名称等	音楽の絵本～ブリージー～		
実施期間	10月14日 (祝)	時間	14:00 ~ 15:30
場所	犬山市民文化会館		
担当所属	文化推進課		
主催	犬山市		
名称等	ミニ企画展「青塚古墳ガイダンス施設 館蔵品写真展(仮)」		
実施期間	10月16日 (水) ~ 11月24日 (日)	時間	9:00 ~ 17:00
場所	青塚古墳史跡公園		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	犬山市教育委員会		
名称等	木曾川鵜飼納め式		
実施期間	10月16日 (水)		
場所	木曾川河畔遊歩道		
担当所属	観光課		
主催	犬山市、各務原市		
名称等	からくり町巡り(予定)		
実施期間	10月26日 (土) ~ 10月27日 (日)		
場所	犬山城下町		
担当所属	観光課		
主催	犬山祭企画委員会		
名称等	River to Summit2024		
実施期間	10月26日 (土) ~ 10月27日 (日)	時間	10:00 ~ 16:00
場所	木曾川河畔遊歩道ほか		
担当所属	観光課		
主催	木曾川中流域観光振興協議会		
名称等	ぬいぐるみおとまり会		
実施期間	10月26日 (土) ~ 10月27日 (日)	時間	17:00 ~ 17:30
場所	シンエイライフ犬山ライブラリー(市立図書館) 2階ブックキャンプ		
担当所属	文化推進課		
主催	犬山市教育委員会		

名称等	福祉避難所開設訓練		
実施期間	10月26日（土）	時間	14:00 ～ 17:00
場所	城東第二子ども未来園		
担当所属	防災交通課		
主催	犬山市		
名称等	第70回犬山市民展		
実施期間	10月27日（日）～ 11月4日（休）	時間	9:00 ～ 15:00
場所	犬山市南部公民館		
担当所属	文化推進課		
主催	犬山市・犬山市教育委員会		
名称等	犬山城白帝文庫特別展「犬山城—公園から始まる新たな歩み—」		
実施期間	10月30日（水）～ 12月3日（火）	時間	9:00 ～ 17:00
場所	城とまちミュージアム（犬山市文化史料館本館）		
担当所属	歴史まちづくり課		
主催	公益財団法人 犬山城白帝文庫		
名称等	観光写真コンテスト表彰式（予定）		
実施期間	11月4日（休）	時間	9:30 ～ 10:30
場所	城前観光案内所		
担当所属	観光課		
主催	犬山観光プロモーション協議会		
名称等	みんなあつまれおはなし会		
実施期間	11月4日（休）	時間	10:30 ～ 16:00
場所	シンエイライフ犬山ライブラリー（市立図書館） 2階ブックキャンプ、ボランティアルーム、視聴覚室		
担当所属	文化推進課		
主催	犬山市教育委員会		
名称等	契約と消費者トラブルセミナー「卒業後に困らないために知っておこう！注意したい消費者トラブル」		
実施期間	11月9日（土）	時間	14:00 ～ 15:00
場所	シンエイライフ犬山ライブラリー（市立図書館） 2階学習室		
担当所属	文化推進課		
主催	犬山市教育委員会		
名称等	総合防災訓練		
実施期間	11月10日（日）	時間	9:00 ～ 12:00
場所	犬山西小学校		
担当所属	防災交通課		
主催	犬山市		

名称等	犬山市民総合大学敬道館公開講座		
実施期間	11月16日（土）	時間	13:30 ～ 15:00
場所	犬山市民文化会館		
担当所属	文化推進課		
主催	犬山市・犬山市教育委員会		
名称等	市民との意見交換会		
実施期間	11月23日（祝）	時間	13:00 ～ 15:45
場所	市民交流センター「フロイデ」		
担当所属	議事課		
主催	犬山市議会		
名称等	斎藤惇夫氏講演会		
実施期間	11月23日（祝）	時間	13:30 ～ 15:00
場所	シンエイライフ犬山ライブラリー（市立図書館） 2階学習室		
担当所属	文化推進課		
主催	犬山市教育委員会		
名称等	多文化交流マルシェ		
実施期間	11月24日（日）	時間	10:00 ～ 17:00
場所	犬山駅東からくり時計広場		
担当所属	多様性社会推進課		
主催	犬山市		